



2022年2月14日

各 位

会 社 名 フルサト・マルカホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 古里 龍平  
(コード番号：7128)  
問 合 せ 先 執行役員 管理本部 本部長  
藤井 武嗣  
(TEL：06-6946-1600)

## 信託を利用した業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、報酬委員会の審議を経て、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、フルサト工業株式会社の取締役並びに株式会社マルカの取締役及び執行役員を対象に新しい業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年3月30日開催予定の当社第1回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本総会において別途付議する予定の当社の取締役（社外取締役を除きます。）の金銭による報酬の額とは別枠として、本制度に係る報酬枠を設定するものです。

### 記

#### 1. 役員報酬に関する基本方針

- (1) 取締役の報酬を決定する際には、透明性及客観性を確保するため、取締役会のもとに設置された過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会にて検討し、その内容を取締役に報告し、審議を経て決定いたします。
- (2) 当社取締役の報酬は、以下の方針をもとに、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で設定されております。
  - ① 役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること
  - ② 会社業績と連動したものであること
  - ③ 中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
  - ④ 株主との利益意識の共有を重視したものであること
  - ⑤ 報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること
  - ⑥ 優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること

- (3) 当社の取締役の報酬は、①役位に基づく「基本報酬」(固定報酬)、②短期業績に連動する「役員賞与」、③中期経営計画の業績目標に連動する「業績連動型株式報酬(本制度)」で構成されることとなります。

## 2. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。)、フルサト工業株式会社の取締役並びに株式会社マルカの取締役及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である本制度を、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入いたします。
- (2) フルサト工業株式会社の取締役並びに株式会社マルカの取締役及び執行役員については、当面的間、当社の取締役(社外取締役を除きます。)の地位を有さない対象者に対しては、年間付与ポイントの付与は行わないものといたします。但し、フルサト工業株式会社及び株式会社マルカにおける業績連動型株式報酬制度(以下、「旧制度」と総称します。)に関してフルサト工業株式会社の株式交付規程及び株式会社マルカの役員株式給付規程に基づき旧制度の対象者に付与されていた累計ポイントに相当するポイントについては、本制度の対象者に改めて付与し、本制度における累計ポイントとして扱うものといたします。
- (3) 本制度の導入に当たっては、フルサト工業株式会社と株式会社マルカの経営統合による持株会社化に伴い、株式会社マルカの旧制度において設定済みであった信託につき、その委託者の地位を株式会社マルカから当社が承継するとともに、本制度の内容に合わせて一部改定の上、必要に応じて金銭の追加信託を行うことにより本制度の信託として継続利用いたします。
- (4) フルサト工業株式会社及び株式会社マルカにおける本制度の導入は、各々の株主総会において役員報酬に係る承認を得ることを条件とします。

## 3. 本制度の概要

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して、下記(3)の対象期間に、本制度に基づく取締役等への給付を行うために、合理的に見込まれる数の当社株式を一定期間分先行して取得するための資金(信託費用および信託報酬等を含む。)を、取締役等に対する報酬として拠出し(その上限は下記(6)のとおりとします。)、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当社又はフルサト工業株式会社若しくは株式会社マルカが定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式の時価相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

なお、本制度において受託者となる株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を再信託します。

### (2) 対象者

当社の取締役(社外取締役を除きます。)、フルサト工業株式会社の取締役並びに株式会社マルカの取締役及び執行役員とします。



位を承継) します。なお、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。

- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分による。）又は取引所市場(立会外取引を含む。)を通じ取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦ 役員株式給付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、当社株式および金銭の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧ 受託者は、受益者に当社株式および金銭を交付および給付します。
- ⑨ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更および本信託へ追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑩ 本信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄附する予定です。

#### (5) 信託期間

2016年4月21日～2022年4月30日（2022年4月28日付けの信託契約変更により、2026年12月31日まで延長予定）。

当社は、延長後の本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を再度継続することがあり、以後も同様とします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。

#### (6) 当社が拠出する金員の上限及び本信託による取得株数の上限

当社は、当初対象期間の役員報酬として本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、202百万円（うち、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として121百万円、旧制度の対象者に付与されていた累計ポイント相当分として81百万円）を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定（委託者の地位を承継）します。但し、本信託に係る委託者の地位の承継時点において、信託財産内に残存する当社株式及び金銭（以下、「承継時残存株式等」といいます。）があるときは、承継時残存株式等は当初対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当初対象期間において追加拠出できる金額の上限は、202百万円から承継時残存株式等の金額（株式については、委託者の地位の承継時点における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。

また、当社は当初対象期間中、上記の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分

として121百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、121百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。なお、対象期間に本信託が取得する当社株式数の上限は、当初対象期間については88千株（うち、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として51千株、旧制度の対象者に付与されていた累計ポイント相当分として37千株）、その後の対象期間については当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として51千株（但し、当社株式について株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法と上限株数

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定のポイント数が付与されます。業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及びROEの達成率とし、0.0から1.2の範囲とします。

なお、対象期間に当社グループの取締役等に付与される株式数の累計数の上限は、当初対象期間については88千株（うち、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として51千株、旧制度の対象者に付与されていた累計ポイント相当分として37千株）、その後の対象期間については当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として51千株とします。

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。この場合、確定ポイント数の70%に相当する当社株式を交付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、本信託内で換価した上、その換価処分金相当額の金銭を給付します。

但し、信託期間中に受益者要件を満たした取締役等が死亡により退任した場合には、当該時点における確定ポイント数に相当する当社株式について、そのすべてを本信託内で金銭に

換価した上で当該取締役等の相続人に対して給付します。

(10) クローバック制度等

対象取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）並びに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(11) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(12) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累計ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄付することを予定しています。

(13) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- ① 信託の種類： 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 委託者： 当社
- ③ 受託者： 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者： 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人： 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 本信託契約の締結日： 2016年4月21日  
(2022年4月28日付けで信託契約変更予定)
- ⑦ 信託の期間： 2016年4月21日～2022年4月30日  
(2022年4月28日付けの信託契約変更により、2026年12月31日まで延長予定)
- ⑧ 議決権行使： 行使しない
- ⑨ 取得株式の種類： 当社普通株式

以上